

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とホ ンジュラス共和国政府との間の 交換公文	ホンジュラスの経済の構造改革努力推進及び債務問題を 含むホンジュラスの経済困難緩和に寄与するため、 両政府の関係を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.2.26 テグシガル ルバで (同日)	日本側 塩崎修在 ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ア・イサベル・ロダス・ バカ外務大臣	H21.3.13 127号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。